

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

北海道制度融資（実質無利子・無担保融資）の借換に対応する新しい保証制度（北海道中小企業総合振興資金）が創設されたことなどに鑑み、災害対策資金について変更を行う。

第2 改正の内容

まちづくり特別資金中「災害対策資金」について新型コロナウイルス感染症に係る文言の修正、利子補給率の変更及び保証料補給の廃止を行う。

併せて、「災害対策資金（短期）」を廃止する。

第3 施行期日

令和5年4月1日

岩見沢市規則第 9 号

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市中小企業等振興条例施行規則（昭和 53 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 2 及び別表 2 を次のように改める。

別表 1 の 2（第 6 条関係）

融資制度	融資対象	
振興資金	中小企業者等で本市に主たる店舗若しくは事務所又は工場等を有し、保証協会の保証対象業種に該当する事業を主として営み、本市で 1 年以上の同一業種の営業実績を有し、市税等を完納しているもの	
特別 資 金	企業立地 促進資金 まちづく り特別資 金	中小企業者等で、市税等を完納しており、市長が指定する工業団地に工場若しくは事務所若しくは倉庫を設置するもの又は当該工業団地内の土地を取得するもの 保証協会の保証対象業種に該当する事業を営み、市税等を完納しており、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 起業・開業資金 市内で新たに事業を開始するもの又は新たに事業を開始して 1 年未満のもの

(2) 活性化資金

中小企業者等で、本市に主たる店舗又は事務所等を有し、事業規模の拡大、新技術・新製品等の開発若しくはこれらを活用した事業の多角化又は新たな事業分野への進出等を行うもの

(3) 商店街活性化資金

中小企業等で、本市に主たる店舗又は事務所等を有し、次のいずれかの要件に該当するもの

ア 既存店舗魅力向上

内外装整備、人材育成、情報収集、経営ノウハウ向上等による既存店舗の魅力向上につながる取組みを行うもの

イ にぎわい創出

イベント、顧客利便施設整備、情報発信、共同施設の整備等により、にぎわい創出に向けた取組みを行うもの

(4) 災害対策資金

災害等の影響により中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けたもの。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者については、新型コロナウイルス感染症に係る同号の規定による指定の期間内において最近1か月の売上高等が平成31年2月以降の同月比で15%以上減少しているもの

(5) 中心市街地活性化資金

中小企業者等で、岩見沢市中心市街地活性化基本計画に定める区域内に主たる店舗若しくは事務所等を有するもの又は区域内で新たに事業を開始するもので、次のいずれかの要件に該当するもの

ア ソフト事業

人材育成、情報発信、イベント、経営ノウハウ向上等、店舗の魅力向上又は中心市街地のにぎわい創出につながる取組みを行うもの

イ ハード事業

店舗、事務所等の新築若しくは内外装整備又はオフィスビル、ホテル等の集客施設、共同住宅、共同施設の新築若しくは整備を行うもの

別表 2 (第 6 条、第 6 条の 2、第 6 条の 3 関係)

融資制度		融資条件					
		限度額	期間	利率	保証人	担保	信用保証
振興資金	短期運転資金	2千 万円	1年以 内	短期プライ ムレート+ 0.1%	取扱金融 機関の定 めるところ による。	取扱金融 機関の定 めるところ による。	保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。
	長期運 転資金	5千 万円	7年以 内(うち 据置1 年以内)	固定金利			
				長期プライ ムレート+ 0.4%			
設備資 金	1億 円	15年 以内(う ち据置 2年以 内)	固定金利				
			長期プライ ムレート+ 0.4%				
				変動金利 長期プライ ムレート			

		借換資金	5千 万円	7年以 内(うち 据置1 年以内)	固定金利 長期プライ ムレート+ 0.4%			
					変動金利 長期プライ ムレート			
特 別 資 金	企業立 地促進 資金	設備資 金	1億 円	15年 以内(う ち据置 2年以 内)	変動金利 長期プライ ムレート	取扱金融 機関の定 めるところ による。	取扱金融 機関の定 めるところ による。	保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。
	まちづ くり特 別資金	運転資 金	1億 円	15年 以内(う ち据置 2年以 内)	別表1の2 に規定す るまちづ くり特 別資金の 融資対象 別	取扱金融 機関の定 めるところ による。	取扱金融 機関の定 めるところ による。	・保証協会 の保証付 きとなる ことがあ る。
		設備資 金						

(別表
1の2
に規定
するま
ちづく
り特別
資金の
融資対
象第4
号のう
ち、新
型コロ
ナウイ
ルス感
染症の
影響に
より融
資を受
けるも
の)

第1号
から第
4号ま
でに該
当する
場合の
利率は
次のと
おりと
し、実
行から
3年間
利率の
うち
1.0%を
補給す
る。
変動
金利
長期プ
ライム
レート
+0.3%

別資金の
融資対象
第5号に
該当する
場合は、保
証料を全
額補給す
る。ただ
し、保証料
の金額に
100円
未満の端
数が生じ
た場合は、
これを切
り捨てる。

(2) 第

5号に
該当す
る場合
の利率
は次の
とおり
とし、
実行か
ら3年
間利率
のうち
1.5%
を補給
する。

ア 固
定金
利長
期プ
ライ
ムレ
ート
+
1.3%
以内

					イ 変 動 金 利 長 期 プ ラ イ ム レ ー ト + 0 . 3 % 以 内		
--	--	--	--	--	---	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の規定は、施行日以後に融資実行のあった資金について適用し、この規則の施行の際、現に貸付されている資金については、なお従前の例による。